

10. 常任参与設置規程

制定 平成13年4月9日

改正 平成13年5月10日

改正 平成15年3月11日

(設置)

第1条 一般社団法人日本環境衛生施設工業会（以下「本会」という。）に常任参与若干名を置くことができる。

(指名)

第2条 常任参与は、正会員たる法人（その代表者又はその委任を受けた者）の中から、企画運営委員会の意見を聴し、理事会の承認を得て会長が指名する。

(権限)

第3条 常任参与は会長の求めに応じ、本会の目的達成に必要な事項に関して意見を述べることができる。

(任期)

第4条 常任参与の任期は、定款第24条に定める本会の役員任期に準ずる。

(規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の議決を得なければ変更することはできない。

附 則

1. この規程は、平成13年5月17日から施行する。
2. 第2条の規定にかかわらず、平成13年5月17日に指名される常任参与については、平成11年5月20日に開催された通常総会において理事に選出された理事の中から指名するものとする。
3. 附則第2項に基づいて指名された常任参与の任期は、平成15年5月27日までとする。

附 則

この規程は、平成15年3月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。